

事 務 連 絡
平成27年4月16日

各児童福祉施設等設置者 様

松原市福祉部福祉指導課

「保育士試験の実施について」の一部改正について（通知）

標記について、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたので、お知らせします。
各対象施設等で証明書を発行していただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 保育士試験合格科目免除期間延長について

保育士試験において、合格科目は3年間免除されていましたが、平成27年4月1日からはこれに加えて、対象施設での実務経験が「1年以上かつ1,440時間以上」あれば1年間、「2年以上かつ2,880時間以上」あれば2年間、免除の期間を延長することができるようになりました。

なお、認可外保育施設においては、大阪府が証明する「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」が合わせて必要となります。

2. 保育士試験受験資格認定基準について

都道府県知事は、対象施設等での勤務経験による保育士試験受験資格の認定を行うこととなっていますが、平成27年4月1日から対象施設が追加されました。

(担当)

松原市福祉部福祉指導課

電話 072-349-3206 (直通)